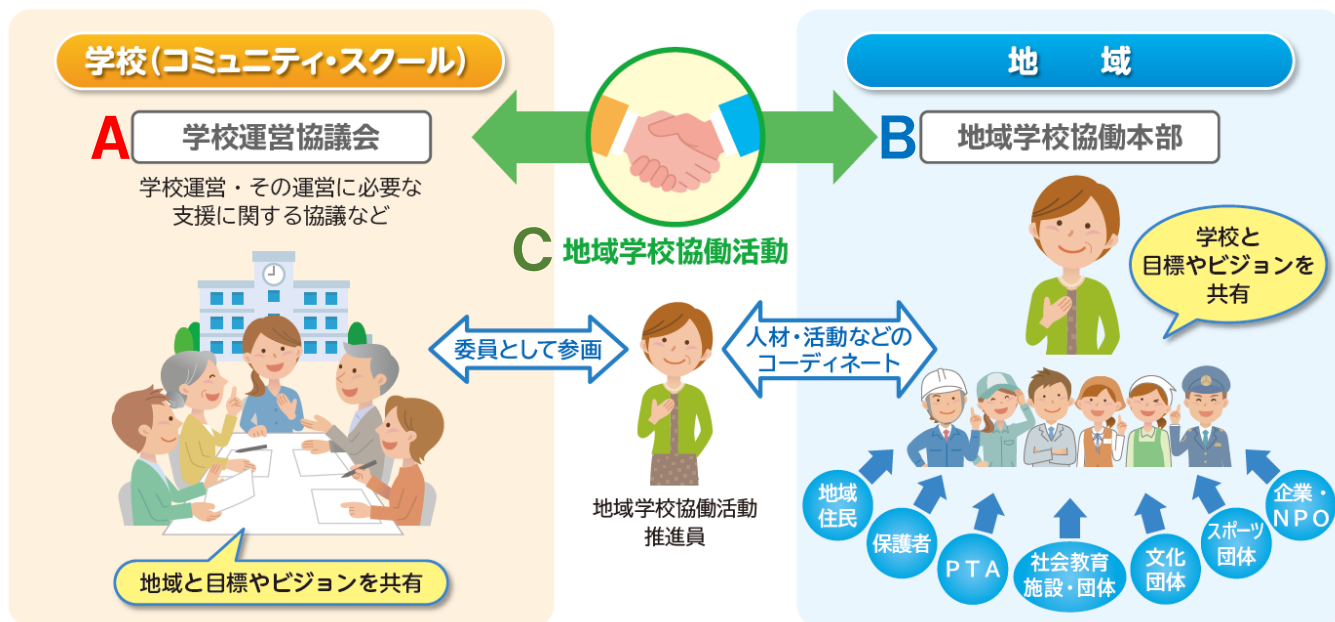


# 「コミュニティ・スクール」について

佐世保市教育委員会

## 1 コミュニティ・スクールとは？



### コミュニティ・スクールとは

「学校運営協議会(A)」を設置した学校のこと。「学校運営協議会」は学校支援会議等に代わり、委員となった教職員、保護者、地域の皆様が、一定の権限と責任をもって学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な課題解決に参画していく仕組みです。

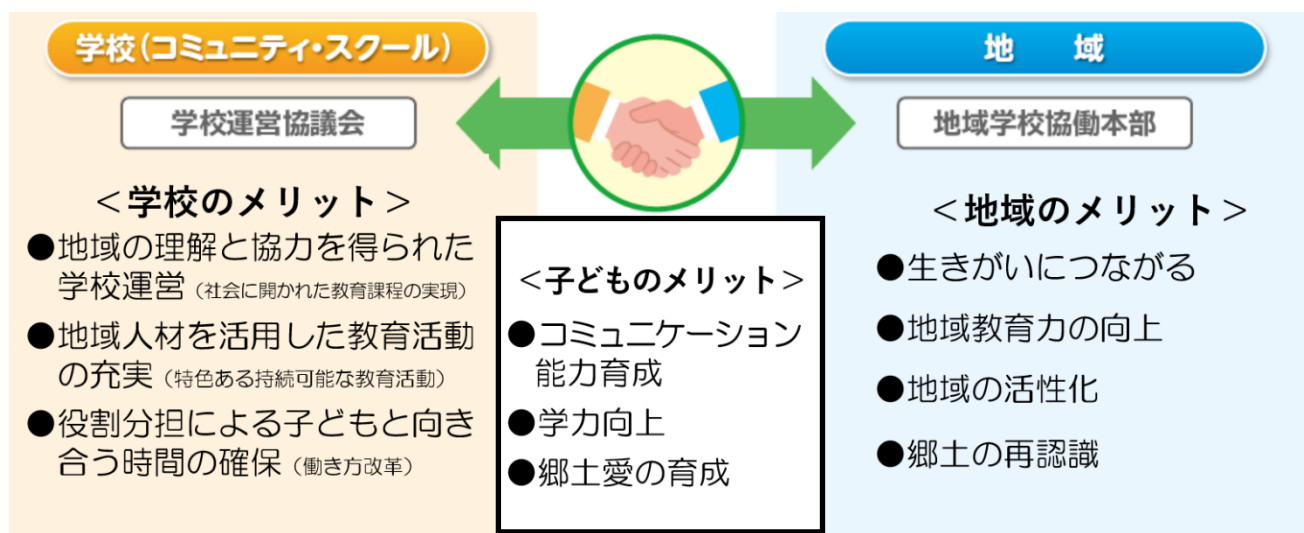
### 地域学校協働本部(B)とは

地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動(C)を進めていく体制のこと。地域学校協働活動推進員を中心とした様々な団体や個人とのゆるやかなネットワークであり、連携の体制は地域によって様々な形態が考えられます。

## 2 導入により期待される効果

### 期待される姿

- ①学校と保護者・地域の皆様が一緒に学校や地域の課題等に向き合う姿
- ②地域の大人の力を生かした教育活動で、子どもたちの学びや体験が充実する姿
- ③保護者や地域の皆様と学校が、互いに顔が見える関係となり、スムーズな連携・協働につながる姿
- ④保護者や地域の皆様が、教育活動に参画することで、生きがいにつながり、地域も活性化する姿



### 3 これまでの会議との違いは？

結局これまでと何が違うの？



- 「学校運営協議会」の主な3つの役割
- ①学校運営の基本方針を承認する→(必須)
  - ②学校運営について校長に意見を述べることができる
  - ③教職員の任用に関して校長を通して教育委員会へ意見を述べるができる(ただし、処分に関する機能は含まれない)

これまでの学校評議員や学校支援会議との大きな違いが①の「**学校運営の基本方針を承認する**」という役割です。



#### <協議のイメージ>



★必ず行っていただくことは、上記①の学校運営基本方針の「承認」です。

★「承認」後、「学校運営のために必要な支援」については、各学校・地域の目標や課題に合わせて、柔軟に内容を決めていくことができます。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入により、保護者や地域住民の皆様が当事者として学校運営に参画することを通じて、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を効果的に進めることが期待されます。

#### <学校運営協議会の委員> 佐世保市学校運営協議会規則より

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1)学校の所在する地域の住民
- (2)学校在籍児童生徒の保護者
- (3)学校の校長
- (4)学校の教職員
- (5)学識経験者
- (6)その他教育委員会が必要と認める者

※校長が教育委員会へ推薦できる ※委員の定数は25名以内

佐世保市教育委員会では、今後、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の設置校を拡充していきたいと考えています。

【お問い合わせ先】佐世保市教育委員会

◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会)について……学校教育部 学校教育課 (25-9644)

◆地域学校協働本部・コーディネーターについて……教育総務部 社会教育課 (37-6115)

※文部科学省のパンフレットはこちら…<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>